

議会運営委員会 協議事項〔令和6.8.29(木)午前10時〕

1 第3回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第14・15号 … 2件	随時監査等、例月出納検査結果報告
報 第 16 号 …	専決処分の報告（法第180条関係）
自 報 第 17 号	6件 { (一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、 (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、 (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション 推進機構の令和5年度決算
至 報 第 22 号	

(2) 議決事件等について

ア 市長提出事件

自 第 97 号 議 案	24件 { 予 算 6 件 条 例 7 件 その他 11 件
至 第 120 号 議 案	

自 認 第 1 号	3件…病院、水道及び下水道の各企業会計の令和5年度決算
至 認 第 3 号	

(3) 討論について

通告書の提出期限 …… 9月9日（月）正午

(4) 市政に対する質問について（6月14日の議運で内定）

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1人	2人
市民クラブ	1人	1人
創造浜松	1人	—
公明党	1人	—
日本共産党浜松市議団	—	1人
	4人	4人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
9月25日（水）	4人	—
9月26日（木）	—	4人
	4人	4人

ウ 質問通告期限 …… 9月17日（火）正午

エ 質問順序

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松	
	2 市民クラブ	
	3 創造浜松	
	4 公明党	
2 日 目		1 自由民主党浜松
		2 日本共産党浜松市議団
		3 市民クラブ
		4 自由民主党浜松

(5) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について（別紙）

2 追加予定議案について

3 陳情・意見書の提出について

- (1) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
(静岡県労働組合評議会 議長 菊池 仁さん 提出)
- (2) 自己繁殖型mRNAワクチン(レプリコワクチン)を含むmRNAワクチンの市民への接種に中止を求める意見書についての陳情
(参政党静岡第7・8支部 代表 稲垣良明ほか1名 提出)
- (3) 地震財特法の延長に関する意見書 (議長提出)
- (4) コロナウイルスワクチン接種の検証および新ワクチン開発を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
- (5) いじめの現状に即したいじめ防止対策推進法の改正及び運用改善を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
- (6) 教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の実現を求める意見書
(市民クラブ提出)
- (7) 大規模屋外スポーツ施設の気候変動対策の推進に関する意見書 (創造浜松提出)

(8) 新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援を求める意見書

(日本共産党浜松市議団提出)

4 議会改革検討会議の協議結果について

5 決算審査に関する申合せ事項(案)について

6 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアルの改正について

7 11月定例会の質問等について(議運のみ)

◎ その他(議運のみ)

日 程 表（内定・追加）

（ 会 期 自 9 月 5 日（木） の 5 1 日 間
 至 1 0 月 2 5 日（金） ）

令和 6 年 9 月 定例会

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
8月29日	木	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 第 3 回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付（一般・特別 会計決算以外）
		全 員 協 議 会	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
30日	金					
31日	(土)					
9月1日	(日)					
2日	月	地方創生特別委員会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
3日	火	大都市制度・行財政改革 特 別 委 員 会 大 型 公 共 施 設 建 設 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室	各種報告事項等	
4日	水					
5日	木	本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 諸般の報告 2 議案及び企業会計決算上程、説明、休憩 （議案・企業会計決算説明会）、企業会計決算 意見の発表、質疑、委員会付託 3 その他	
6日	金	総 務 委 員 会 厚 生 保 健 委 員 会 環 境 経 済 委 員 会 建 設 消 防 委 員 会 市 民 文 教 委 員 会	午 前 9 時 30 分	第 1 委 員 会 室 第 2 委 員 会 室 第 3 委 員 会 室 第 4 委 員 会 室 第 5 委 員 会 室	付託議案審査（一般・特別会計決算以外）	
7日	(土)					
8日	(日)					
9日	月					※討論通告期限（一般 ・特別会計決算 以外）…正午
10日	火					
11日	水					○議案配付（一般・ 特別会計決算）
12日	木	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 本会議 2 日目の運営について 2 その他	
13日	金	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 委員長報告、質疑、（討論）、採決 2 一般・特別会計決算上程、説明、質疑 3 決算審査特別委員会の設置について 4 決算審査特別委員会委員・正副委員長選任 5 委員会付託 6 その他	
		決 算 審 査 特 別 委 員 会 （ 全 体 会 ）	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 健全化判断比率及び資金不足比率並びに内部統制 評価報告書の報告、一般・特別会計決算の説明、 監査意見発表 2 分科会の設置及び運営について 3 その他	
14日	(土)					
15日	(日)					
16日	(月)					〔敬老の日〕
17日	火					※質問通告期限…正午
18日	水					
19日	木					
20日	金					
21日	(土)					
22日	(日)					
23日	(月)					〔秋分の日〕
24日	火	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 本会議 3 日目及び 4 日目までの運営について 2 意見書等の調整について 3 その他	
		大 型 公 共 施 設 建 設 特 別 委 員 会	午 後 1 時 30 分	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
25日	水	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	代表質問	
26日	木	本 会 議	午 前 10 時	議 場	一般質問	
27日	金					
28日	(土)					

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
29日	(日)					
30日	月	決 算 第 2 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
10月1日	火	決 算 第 1 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
2日	水	決 算 第 2 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
3日	木	決 算 第 1 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
4日	金	決 算 第 2 分 科 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
		決 算 第 1 分 科 会	午 後 1 時 30 分	全 員 協 議 会 室	一般・特別会計決算審査	
5日	(土)					
6日	(日)					
7日	月					※第2分科会指摘事項等 提出期限…午後3時
8日	火	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第 2 分 科 会 指 摘 事 項 等 検 討 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要) ※第1分科会指摘事項等 提出期限…午後3時
9日	水	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (第 1 分 科 会 指 摘 事 項 等 検 討 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要)
10日	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (指 摘 事 項 等 決 定 会 議)	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	指摘事項等の調整	非公開 (当局出席不要) ※締めくり質疑 通告期限…午後3時
11日	金					
12日	(土)					
13日	(日)					
14日	(月)					[スポーツの日]
15日	火					
16日	水					
17日	木	地 方 創 生 特 別 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
18日	金					
19日	(土)					
20日	(日)					
21日	月	決 算 審 査 特 別 委 員 会 (全 体 会)	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 分科会報告、締めくり質疑、意見表明、採決 2 指摘事項・附帯意見の調整 (当局出席不要) 3 その他	
22日	火					※討論通告期限…正午
23日	水					
24日	木	議 会 運 営 委 員 会	午 前 10 時	第 1 委 員 会 室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
		大 都 市 制 度 ・ 行 財 政 改 革 特 別 委 員 会	午 後 1 時 30 分	第 1 委 員 会 室	各種報告事項等	
25日	金	全 員 協 議 会	午 前 9 時 30 分	全 員 協 議 会 室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午 前 10 時	議 場	1 決算審査特別委員長報告、質疑、(討論)、採決 2 その他	

議 事 日 程 (第 1 2 号)

令和 6 年 9 月 5 日 (木) 午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 97 号議案 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 第 98 号議案 令和 6 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 第 99 号議案 令和 6 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 第 100 号議案 令和 6 年度浜松市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 第 101 号議案 令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 第 102 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 第 103 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 第 1 0 第 104 号議案 浜松市立保育所条例等の一部改正について
- 第 1 1 第 105 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 2 第 106 号議案 浜松市斎場条例の一部改正について
- 第 1 3 第 107 号議案 浜松市景観条例等の一部改正について
- 第 1 4 第 108 号議案 浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について
- 第 1 5 第 109 号議案 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について
- 第 1 6 第 110 号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 1 7 第 111 号議案 工事請負契約締結について (旧浜松市教育文化会館解体工事)
- 第 1 8 第 112 号議案 工事請負契約締結について (旧浜松福祉協働センター (アンサンブル江之島) 解体工事)
- 第 1 9 第 113 号議案 工事請負契約締結について (浜松市新津協働センター大規模改修工事 (建築工事))
- 第 2 0 第 114 号議案 工事請負契約締結について (令和 6 年度 (債務) 河川改良国交付金事業 (防災・安全交) (準) 高塚川排水機場築造工事 (機械工事))
- 第 2 1 第 115 号議案 物品購入契約締結について (浜松市立西図書館書架等備品)
- 第 2 2 第 116 号議案 物品購入契約締結について (消防ポンプ自動車 (C D - I 型) 3 台)
- 第 2 3 第 117 号議案 物品購入契約締結について (救助工作車 (Ⅲ型) 1 台)
- 第 2 4 第 118 号議案 市道路線認定について
- 第 2 5 第 119 号議案 市道路線変更について
- 第 2 6 第 120 号議案 令和 5 年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 第 2 7 認 第 1 号 令和 5 年度浜松市病院事業会計決算
- 第 2 8 認 第 2 号 令和 5 年度浜松市水道事業会計決算
- 第 2 9 認 第 3 号 令和 5 年度浜松市下水道事業会計決算

議 事 の 順 序 (第1日)

令和6年9月5日(木) 午前10時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告……

{	監報第14・15号	随時監査等、例月出納検査結果報告
	報第16号	専決処分の報告(法第180条関係)
	自 報第17号	{ (一財) 清掃公社、(公財) 花みどり振興財団、 (公財) 医療公社、(公財) 文化振興財団、 (株) なゆた浜北、(公財) 浜松地域イノベーション推進機構の令和5年度決算
	至 報第22号	

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 議案及び企業会計決算上程……

{	自 日程第3第97号議案	27件
	至 日程第29認第3号	

(1) 説 明

(休 憩) 議案及び企業会計決算説明会開催

(2) 監査意見の発表

(3) 質 疑

(4) 委員会付託

7 休 会 の 決 定

8 散 会 の 宣 告

令和6年第3回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 97 号議案 令和6年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第13款 地方特例交付金
第14款 地方交付税
第22款 繰入金
第23款 繰越金
第25款 市債中
第1項 市債中
第11目 臨時財政対策債
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費
第2条（繰越明許費）中
公共建築物長寿命化推進事業
第4条（地方債の補正）
- 第 103 号議案 浜松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 第 113 号議案 工事請負契約締結について（浜松市新津協働センター大規模改修工事（建築工事））

厚生保健委員会

第 97 号議案 令和6年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金

第2項 国庫補助金中

第2目 民生費国庫補助金

第3項 委託金

第19款 県支出金中

第1項 県負担金

第2項 県補助金中

第3目 衛生費県補助金

第24款 諸収入中

第6項 雑入中

第6目 民生費雑入

第7目 衛生費雑入

第25款 市債中

第1項 市債中

第2目 民生債

歳出予算中

第3款 民生費

第4款 衛生費

〔第3項 清掃費〕を除く

第10款 教育費

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

細江健康センター発達支援広場業務委託費

第 98 号議案 令和6年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 99 号議案 令和6年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第 100 号議案 令和6年度浜松市病院事業会計補正予算（第1号）

第 104 号議案 浜松市立保育所条例等の一部改正について

第 105 号議案 浜松市国民健康保険条例の一部改正について

第 109 号議案 浜松市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

第 110 号議案 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 112 号議案 工事請負契約締結について（旧浜松福祉協働センター（アンサンブル江之島）解体工事）

認 第 1 号 令和5年度浜松市病院事業会計決算

環境経済委員会

第 97 号議案 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条（歳入歳出予算の補正）中

第 2 項中

歳入予算中

第 24 款 諸収入中

第 6 項 雑入中

第 9 目 農林水産業費雑入

歳出予算中

第 6 款 農林水産業費

第 7 款 商工費

第 3 条（債務負担行為の補正）中

第 1 項中

連絡ごみ処理手数料納付済証管理業務委託費

連絡ごみ処理手数料徴収業務委託費

勤労福祉センター開館準備事業費

ギャラリーモール指定管理運営費

新川モール指定管理運営費

ふるさと納税返礼品調達及び配送業務委託費

建設消防委員会

第 97 号議案 令和6年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第7目 土木費国庫補助金

第19款 県支出金中

第2項 県補助金中

第6目 土木費県補助金

第25款 市債中

第1項 市債中

第7目 土木債

歳出予算中

第4款 衛生費中

第3項 清掃費

第8款 土木費

第2条（繰越明許費）

〔スポーツ施設運営事業（スポーツ施設整備事業）
公共建築物長寿命化推進事業〕を除く

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

国道152号（池島・大原区間）環境影響調査業務委託費

市営住宅湖東団地C10棟バリアフリー化事業費

第2項中

国道152号（浜北・天竜バイパス）整備工事費

第 101 号議案 令和6年度浜松市水道事業会計補正予算（第2号）

第 102 号議案 令和6年度浜松市下水道事業会計補正予算（第2号）

第 107 号議案 浜松市景観条例等の一部改正について

第 108 号議案 浜松市自転車等駐車場条例の一部改正について

第 114 号議案 工事請負契約締結について（令和6年度（債務）河川改良国交付金事業（防災・安全交）（準）高塚川排水機場築造工事（機械工事））

第 116 号議案 物品購入契約締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）3台）

第 117 号議案 物品購入契約締結について（救助工作車（Ⅲ型）1台）

第 118 号議案 市道路線認定について

第 119 号議案 市道路線変更について

第 120 号議案 令和5年度浜松市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認 第 2 号 令和5年度浜松市水道事業会計決算

認 第 3 号 令和5年度浜松市下水道事業会計決算

市民文教委員会

第 97 号議案 令和6年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第25款 市債中

第1項 市債中

第1目 総務債

歳出予算中

第2款 総務費中

第6項 スポーツ振興費

第2条（繰越明許費）中

スポーツ施設運営事業（スポーツ施設整備事業）

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

アクトシティ浜松外1施設指定管理運営費（アクトシティ浜松、楽器博物館）

遠州灘海浜公園江之島地区指定管理運営費

古橋廣之進記念浜松市総合水泳場更新事業費（令和6年度設定分）

外国語指導助手派遣業務委託費

通園・通学バス車両リース料（令和6年度設定分）

給食調理等業務委託費（令和6年度設定分）

西部中学校擁壁改修工事費（令和6年度設定分）

第 106 号議案 浜松市斎場条例の一部改正について

第 111 号議案 工事請負契約締結について（旧浜松市教育文化会館解体工事）

第 115 号議案 物品購入契約締結について（浜松市立西図書館書架等備品）

2024 年 8 月 8 日提出

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

浜松市議会議員
鳥井 徳孝様



陳情者 静岡市葵区黒金町 55 番地
静岡交通ビル 3 階 301 号室
静岡県労働組合評議会
議長 菊池 仁
TEL 054-287-1293

【陳情の趣旨】

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
 2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。
- 以上の内容を骨子とする意見書を国の関係機関へ提出願います。

【陳情の理由】

昨年から続いている物価の高騰が、市民の生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1,113 円、本静岡県は 984 円、で 129 円もの格差があります。また、800 円台の地方も 12 県にも上り、月 12 万～13 万円の手取りではとても自立して生活することはできません。

私たちが実施した最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度の収入が必要との結果が示されています。これは、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上となります。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律 1500 円の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

昨年から続いている物価の高騰は、浜松市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことがこれまで以上に重要になっている。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,113円、静岡県では984円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても月12万～16万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、静岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で129円もの格差がある。この地域間格差は、16年で約2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

静岡県浜松市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
中央最低賃金審議会会長

」 様

浜松市議会議員

鳥居徳孝様
鳥井徳孝様



令和 6 年 8 月 26 日

参政党静岡第7.8支部 代表者

住所 浜松市

氏名 稲垣良明

外 1 名



自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む

mRNA ワクチンの市民への接種に中止を求める意見書について陳情／要望

要項

1. 国に対し、安全性が承認されていない自己増殖型 mRNA ワクチン(レプリコンワクチン)中止の意見書の提出を求める。
2. 市民への mRNA ワクチンによる健康被害状況の周知と、mRNA ワクチンで生じた健康被害の救済強化を求める。

理由

新型コロナウイルスの蔓延により、令和 3 年 2 月から国内で開始した新型コロナワクチン接種は、海外では早い段階で中止されたにも関わらず、日本では接種回数が 7 回に及ぶまで続けられた。しかしながら、新規感染者数は減少するどころか増加し、令和 3 年から日本の死亡者数の増加は高齢化では説明がつかない現状である。

令和 6 年 10 月から新型コロナウイルス感染症の予防接種が定期接種となり、使用されるワクチンは、組み換えタンパクワクチン（不活化ワクチンの一種）、mRNA ワクチン、sa-mRNA ワクチン（自己増殖型 mRNA ワクチン）の中から選択される予定である。この中で組み換えタンパクワクチンは従来の技術を用いており、人への健康被害は比較的少ないことが確認されているが、mRNA ワクチンに関しては令和 3 年にワクチン接種開始してから、副反応疑い報告数や予防接種救済制度の認定件数が過去に類をみない現状である。その mRNA ワクチンの更なる新技術を使用した自己増殖型 mRNA ワクチンにおいては、体内でスパイクタンパク質を生成する設計図となる mRNA が人の体内で増殖し、少量の薬剤で高い中和抗体価が得られるというものである。実際、製薬企業の試験では、マウスにおいて初回接種として摂取した場合、従来のワクチンに比べ、中和抗体価が約 47 倍高い結果が出ている。しかし、中和抗体価が高いということは、ワクチンによる免疫異常等の健康被害の可能性も高くなるということである。また、mRNA が自己増殖することにより、細胞内の物質が過多となり、細胞から細胞へと情報伝達をする役割を行っている、直径 30～150nm 程度の小胞であるエクソソームによって、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNA やスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

新型コロナウイルスは RNA ウイルスであり、ウイルスの変異が早いため、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。新型コロナウイルス感染症対策として使用されている mRNA ワクチンでさえ安全性に対する懸念が拭えない中、さらに新技術の自己増殖型というワクチンに対し、免疫系への中長期的な影響や、将来的な健康リスクについての科学的データが不足している現状から、慎重な判断が求められる。

国民の命と健康を守るために、国に対し上記の事項を陳情する。

自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む
mRNA ワクチンの国民への接種に中止を求める意見書（案）

新型コロナウイルスに対する新タイプの自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）が、令和 5 年 1 1 月 24 日世界に先駆け国内で承認され今秋・冬の定期接種で使用される見込みだが、国民への接種中止を求めたく、理由を以下の通り述べる。

1. 安全性の懸念

厚生労働省によると新型コロナワクチンによる健康被害救済制度認定数は 7, 835 件/死亡認定件数 747 件（令和 6 年 7 月 31 日現在）となっており、過去 45 年間に申請された全ワクチンの累計健康被害認定件数 3, 522 件/累計死亡認定 151 件を大幅に上回っており、過去に類をみない健康被害が国民に生じている。さらに、予防接種健康被害救済制度の申請は煩雑であることから、実際の健康被害はこの件数よりも多いことが推定される。自己増殖型 mRNA ワクチンにおいても、従来の mRNA ワクチンと同様の健康被害が起こることは十分に予想される。mRNA ワクチンの真相究明や被害救済を進めるどころか、新たに承認された自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）は、大規模治験を実施したベトナムでは未だ承認されていない点や、この度対象株となり得る JN.1 に対してはヒトでの臨床実験は行われていない点から、心配の声が国民から上がっている。また、唾液や血液、汗、尿を介し、mRNA やスパイクタンパク質等が体外へ排出され、ヒトからヒトへ伝播する可能性が否定できないという見方もある。

2. 効果の不確実性

新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染した場合の重症化率は低くなっており、厚労省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和 4 年 8 月時点で季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、中長期的なデータが不足している上に、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に分類された現在において、健康被害の割合が高く未だ臨床試験の一部が継続されている mRNA ワクチン及び新たに承認となった自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を使用するのは、感染リスクに対しワクチンの安全性の担保が不十分である。

以上の理由から、国におかれては、新型コロナウイルスワクチンに関して、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）を含む、mRNA ワクチンの国民への接種の中止を求める。
2. 国民への mRNA ワクチンの健康被害状況の周知と mRNA ワクチンによって生じた健康被害の救済強化を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 月 日

浜松市議会

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
厚生労働大臣 宛



静 富 議 発 第 2 3 号
令和 6 年 7 月 2 4 日

県下各市議会議員 様

静岡県市議会議員会会長
富士市議会議員 小池 智明



地震財特法の延長に関する意見書について（依頼）

日頃より、県市議会議員会の運営につきましてご協力いただきお礼申し上げます。
さて、静岡県危機管理監より、地震財特法が令和 6 年度末に期限を迎えることに
伴い、同法の延長に関する意見書の採択について依頼がありました。
つきましては、この件に関し、県内各市議会において特段の配慮をいただきます
ようお願い申し上げます。
なお、県からの依頼文及び意見書の文案を添付いたします。

静岡県市議会議員会会長市
富士市議会事務局管理担当
0 5 4 5 — 5 5 — 2 8 7 7

危 政 第 79 号

令和6年7月18日

静岡縣市議会議長会会長 小池 智明 様

静岡県危機管理監 黒田 健嗣



「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る
国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について（依頼）

日頃より、災害対策につきまして格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて本県では、東海地震による災害から県民の生命と財産の安全を確保するため「地震対策緊急整備事業計画」を定め、各種地震対策事業を鋭意推進してまいりましたが、同計画の策定及び推進の拠りどころとなる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」は、令和7年3月31日に期限を迎えることとなります。

この計画は、限られた計画期間内において達成可能な必要最小限の事業について定めたものであり、現行計画の達成により緊急に整備を要する全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されています。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の地震災害の教訓を踏まえ、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていく必要があります。

今後、本県では強化地域各都県市とともに、国等に対し地震財特法の延長を働きかけてまいりますので、各市議会における地震財特法の延長に関する意見書の採択について、特段の御高配をお願い申し上げます。

担当 危機政策課 谷澤

電話 054-221-3512

FAX 054-221-3252

メール boukei@pref.shizuoka.lg.jp

市町用案

(※必要に応じて内容・提出先など御修正して下さい。)

令和6年 月 日

衆議院議長 総務大臣 国土交通大臣
参議院議長 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣(防災)
内閣総理大臣 厚生労働大臣
財務大臣 農林水産大臣

あて

〇〇議会議長

△△ ×× 印

地震財特法の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市(町)は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和6年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地震財特法の延長に関する意見書（案）

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和６年度末で期限切れを迎えるが、依然として必要な事業が数多く残されている。

また、東日本大震災や能登半島地震をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路、津波防災施設や山・崖崩れ防止施設の整備、公共施設の耐震化、避難地・避難路の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルスワクチン接種の検証および新ワクチン開発を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に2類相当から5類感染症に移行し、1年余が経とうとしている。経済活動における後遺症はあるものの、パンデミック以前の日常が戻りつつある。しかしながら、厚生労働省発表の7月22日から28日までのデータでは、1週間の新規感染者数は7万2千人を超え、12週連続の増加となっているにも関わらず、新型コロナウイルス感染症に対する認識、対策意識が薄れていることを懸念する。改めてマスク着用、手指の消毒、換気などの徹底を周知する必要がある。

ワクチン接種は、未接種者に比べ、複数回接種者の重症化率、致死率が低いデータが示されており、一定の効果は認められている。ただし、最近の感染者増は、オミクロン株から派生した変異株K P. 3が原因と言われ、従来のワクチン効果は今後の分析を待たなければならない。またコロナワクチン接種後の健康被害を受けた人への「予防接種健康被害救済制度」のデータによると、本年3月の段階でワクチン接種後の健康被害は6795件が認定され、死亡一時金または葬祭料対象者は523人となった。パンデミック終息を優先したワクチン接種の影の部分が厳然としてある。

10月より65歳以上へのワクチン定期接種が始まり、自己負担が7千円程度となり、65歳未満の任意接種では1万5千円程度になる。ワクチン接種後遺症情報と、インフルエンザ予防接種に比べ高額であるため、任意接種希望者は、大きく減少すると推定され、感染者の急増もあり得る。ついてはワクチン接種後遺症の原因解明を急ぐとともに、新型株対応を含む安全なワクチン開発が求められる。

よって、国においては、以下の点に取り組むよう、強く要望する。

記

- 1 新型コロナワクチン接種効果および後遺症の検証と共に、多角的データの開示をすること。
- 2 新型コロナワクチン後遺症認定者の相談窓口設置及び医療機関対応態勢の整備を速やかに行うこと。
- 3 より効果的、より安全な新型コロナワクチンの開発を急ぎ行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

いじめの現状に即しいじめ防止対策推進法の改正及び
運用改善を求める意見書（案）

いじめ認知件数は、「いじめ防止対策推進法」の解釈が浸透し、いじめを積極的に認知することにより年々増加している。小・中・高等学校及び特別支援学校における全国でのいじめ認知件数の推移は、2016年度：32万3143件、2017年度：41万4378件、2018年度：54万3933件、2019年度：61万2496件、2020年度：51万7163件（減少）、2021年度：61万5351件、2022年度：68万1948件となり、2022年度は前年度より約10.8%増加しており、過去最多を更新している。

いじめの認知件数が増加することは、いじめの早期発見・早期対応の観点から決して否定するものではないが、いじめにはさまざまな形態があり、状況や構造が被害・加害という二項対立的となる場合もあることから、法に定めるいじめについて、行為の性質及び態様等の表現を現状に即したものに改正する必要があると考える。また、現行法では、学校や教育委員会へいじめに対する具体的な対応策を求めているが、その内容が必ずしも具体的でないことが多く、学校はその対応に苦慮している。このことから、いじめが発生した場合の具体的な調査手順や、被害者と加害者への適切なサポート体制について、より明確な方針やガイドラインが求められている。

よって、国においては、現場の実態に合ったいじめ防止対策推進法の改正及び運用改善について検討するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 2013年の法制定により「いじめ」が広く定義づけられ、近年「いじめ」の積極的認知が進められていることから、各自治体における「いじめ」の認知件数は相当な数となっている。これら一つ一つの件についてより適切に対応するためにも、現在進められている法改正の検討に当たっては、行為の性質及び様態等を踏まえることなど、いじめの確認に際し考慮すべき内容についても検討すること。
- 2 2023年4月から実施されている、いじめ重大事態に関する文部科学省への報告も踏まえ、行為の性質や様態等に応じてより適切に対応していくためにも、「いじめの防止等のための基本的な方針」等において、「いじめ」に該当する行為を類型化するなどした上で、各類型に応じた学校及び学校の設置者が取るべき措置の具体的な内容を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策の
実現を求める意見書(案)

教職員不足が全国的に問題となる中、本市においても、年度途中の産育休者や病気等による休職者の代替教職員が不補充となっている。要因は様々だが、既卒受験者の減少による臨時的・任期付教職員の不足や採用内定辞退者の増加などが挙げられる。本市教育委員会では、採用試験を前倒しする等の対策を講じているが、現場の教職員が実感を伴う施策には至っていないのが現状である。

令和元年の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法改正時の附帯決議に基づき、文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、時間外在校等時間の上限とされている月45時間を超える教諭は小学校で64.5%、中学校は77.1%に上っている。さらに、「過労死ライン」とされる月80時間を超える教諭は小学校が14.2%、中学校が36.6%であり、依然として過酷な勤務実態が明らかとなっている。

現在の学校は、子供の学びを止めないために、現員の教職員で持ちこたえている状態だが、忙しい先生を見ている子供たちは、教員を志すことを諦めていく。教職の魅力を伝えていくためにも、抜本的な改革が必要である。

このような状況の中、文部科学省の中央教育審議会に設置された「質の高い教師の確保特別部会」が審議のまとめを提出し、「現行4%の教職調整額を10%以上に引き上げる」こと等がクローズアップされているが、仮に10%とするならば、時間外在校等時間の上限を20時間とする必要がある。

そのためにも、教職員定数の改善は急務である。現行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）は教職員定数の根拠が曖昧であり、教員1人当たりの持ち授業時数や出張日数、休暇日数を加味したものとすべきである。また、いわゆる「学力低下」を危惧する声に押され、カリキュラムは過密化している。学校の働き方改革は、単に教職員の労働問題とされるのではなく、体験活動や自治的諸活動の充実など、子供の豊かな学びや、子供と教職員が接する時間の確保など、教育改革の視点が重要であると考えられる。

よって、国においては、教職員の人材確保及び学校の働き方改革に向けた教育施策を実現するため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 子供の豊かな学びの実現に向け、義務標準法の改正による教職員の定数の改善を進めること。
- 2 教頭・養護教諭・事務職員の複数配置の拡充、栄養教職員の配置基準引下げ

を行うこと。

- 3 教職調整額を10%以上に引き上げるとともに、時間外在校等時間の平均が20時間となるよう、指導内容の精選等を含む改革を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模屋外スポーツ施設の気候変動対策の推進に関する意見書（案）

近年、夏のスポーツ大会は猛暑の影響で開催が困難な状況にある。例えば、甲子園球場で行われる夏の全国高等学校野球選手権大会では、選手が熱中症の症状を訴えるケースが増え、2023年からは5回終了後に最大10分の「クーリングタイム」が導入されるなど、暑さ対策が進められている。また、今後に向けては、試合を午前と夕方に分けて行う2部制の導入を一部実施し、対象試合の拡充を検討している。

2021年に開催された東京2020オリンピックでも、高温多湿な気象条件により、一部の競技が早朝や夕方に移行され、マラソン競技は札幌に移動するなどの措置が取られたのは記憶に新しい。

これらの事例は、気候変動に伴う温暖化がスポーツ大会に与える影響を如実に示しており、今後の対策が急務であることを浮き彫りにしている。

多くのスポーツイベントが開催される地方都市においては、暑さ対策を積極的に推進し、夏のスポーツ大会が安全かつ安定的に開催できる環境を整備することが求められている。

特に既設の屋外スポーツ施設への空調設備や自然エネルギーの導入は、猛暑が続く夏場のスポーツ大会の安全な運営を支えるために不可欠である。

今後建設が予定される大規模スポーツ施設については、屋外型よりもドーム型や室内型への移行を検討しなければ、大会運営が困難となり、地域スポーツの推進や青少年の健全育成に大きな支障を来す可能性がある。

よって、国においては、以下の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 今後建設される大規模屋外スポーツ施設は、ドーム型や屋内型として、適切な空調設備の設置を義務付けること。
- 2 大規模屋外型スポーツ施設およびドーム型・屋内型スポーツ施設への太陽光発電などの自然エネルギーの設置を推進し、清掃工場等の他施設で生成された電力の積極的な利用を義務付け、エネルギー効率の向上と温室効果ガス排出の削減を図ること。
- 3 気候変動による高温対策、温暖化対策を講じるスポーツ施設に対して、補助金制度の創設など、積極的な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

新型コロナウイルス感染症に対する経済的支援を求める意見書（案）

昨年の新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、新型株への置き換えに伴って全国的に感染が急拡大し、拡大が先行した地域では発熱外来の予約が取れなくなるなど、医療が逼迫する事態が発生している。また、新型コロナ治療薬の自己負担軽減や、診療報酬の特例経過措置が本年3月末に全面的に打ち切れ、事態は益々深刻な状況になっている。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要だが、処方1回当たり3万円程度の窓口負担を理由に、新型コロナ治療薬の処方を避ける傾向が広く生じている。

また、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は重要な予防手段である。しかし、今年秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担については、非常に高額となることが予想され、経済的負担から接種を諦めることが懸念される。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し、命と健康を守るための適切な措置を講じるため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行うこと。
- 2 新型コロナワクチンの自己負担を減免すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月29日

浜松市議会議会運営委員会
委員長 倉田 清一 様

浜松市議会議会改革検討会議
委員長 戸田 誠

協議結果報告書

議会改革検討会議の協議結果について、下記のとおり報告します。

記

1 決算審査特別委員会の運営方法について

本件について、3月18日から8月2日までの間に開催した8回の会議の結果、以下のとおり変更することを決定しました。

(1) 分科会について

- ・各分科会の所管事項について、次のとおりとする。

①第1分科会 厚生保健委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに総務委員会の所管する事項のうち企画調整部、総務部、財務部、ウェルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び議会事務局に関するもの

②第2分科会 環境経済委員会及び建設消防委員会の所管する事項並びに総務委員会の所管する事項のうちデジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課に関するもの

- ・追加された分科会日程の午前（9:30～12:00）に第2分科会、午後（13:30～17:00）に第1分科会を開催する。
- ・半日開催の各分科会における非交渉団体の会派割時間数は、1人2分とする。
- ・当局の答弁について、今年度取り組んでいる内容についての言及は認めるものとする。

(2) 締めくくり質疑について

- ・質疑後の意見は認めるが、要望は認めないこととする。

決算審査に関する申合せ事項（案）

令和 6. . . 議会運営委員会 決定

令和 6. . . 全 員 協 議 会 了 承

1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長 2 人のうちから 1 人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 分科会の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に 2 つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

①第 1 分科会 **厚生保健総務**委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに**総務建設消防**委員会の所管する事項のうち**企画調整部、総務部、財務部、ウエルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び議会事務局**~~主本部及び上下水道部~~に関するもの

②第 2 分科会 **厚生保健委員会及び環境経済委員会及び建設消防委員会**の所管する事項並びに**総務建設消防**委員会の所管する事項のうち**デジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課都市整備部及び消防**に関するもの

(2) 委員

第 1 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち**厚生保健総務**委員会及び市民文教委員会の委員並びに**総務建設消防**委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第 2 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち~~厚生保健委員会及び環境経済委員会~~**及び建設消防委員会**の委員並びに**総務建設消防**委員会委員のうち決算審査特

別委員会において指名した者とする。

(3) 主査

分科会ごとに主査 1 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(4) 副主査

分科会ごとに副主査 2 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかったものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が 1 人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から 1 人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

4 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議を設置する。

(2) 委員

指摘事項等検討会議の委員は、各分科会の正・副主査及び各会派代表者とする。なお、正・副主査と会派代表者は兼ねてもよいこととする。**また、決算審査特別委員会の正・副委員長は委員外議員として出席するものとする。**

指摘事項等決定会議の委員は、**決算審査特別委員会の**正・副委員長、各分科会の正・副主査とし、正・副委員長または正・副主査を輩出していない会派については会派代表者とする。

なお、両会議とも非交渉団体のうち代表者 1 人を委員とする。

(3) 代理出席

委員が指摘事項等検討会議または指摘事項等決定会議を欠席するときは、代理者を出席させることができる。

5 決算審査特別委員会の運営等について

(1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。

(2) 内部統制評価報告書の説明は、決算審査特別委員会の初日に総務部長が行うものとする。

(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。

- (4) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。
- (5) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。
- (6) 分科会報告で述べられた指摘事項については、指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議において、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

6 分科会の運営等について

(1) 開催日数

各分科会は、~~2.5~~日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を**同時同日**に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要が生じた際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(5) 会派等の発言時間

1日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1分科会1日当たり会派割時間総数（72分）及び議員割時間総数（72分）に基づき算出した時間とする。~~なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。~~

各会派の1分科会1日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（72分）から非交渉団体に分配する時間数（1人×5分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。~~なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。~~

各会派の1分科会1日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（72分）を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。~~なお、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。~~

また、0.5日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間について、第1分科会は会派割時間総数（40分）及び議員割時間総数（40分）に基づき算出した時間とし、第2分科会は会派割時間総数（28分）及び議員割時間総数（28分）に基づき算出した時間とする。

各会派の1分科会0.5日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（第1分科会40

分、第2分科会28分)から非交渉団体に分配する時間数(1人×2分)を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。

各会派の1分科会0.5日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数(第1分科会40分、第2分科会28分)を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。

なお、会派(非交渉団体を含む。)の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。また、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(6) 発言時間の計測

会派(非交渉団体を含む。)の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とし、2巡目の質疑を認めるものとする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の取りまとめ

各分科会の審査経緯については、正副主査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則(昭和50年浜松市議会規則第1号)第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」とあるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申合せ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

7 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の運営等について

(1) 指摘事項等検討会議の座長は主査が務めるものとし、指摘事項等決定会議の座長は委員長が務めるものとする。

(2) 指摘事項等は、全出席者の4分の3以上の賛成により決定するものとする。

(3) 指摘事項等決定会議へ提出する指摘事項等の件数は、各分科会当たり6件以内とし、決算審査特別委員会としての指摘事項等の件数は6件程度とする。

8 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員 1 人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・**区振興課長**・区振興課長補佐~~（中区及び天竜区を除く）~~・**行政センター所長・支所長第1種協働センター所長**及び必要に応じてその他の職員 1 人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の**決算審査特別委員会全体会**の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

9 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、**分科会で述べられた質問に関する事項または決算全体に関わる事項に対して行うものとする。**

また、質疑後は意見のみ述べるができるものとする。~~決算に対して、質疑に限らず意見・要望を述べるができるものとする。~~

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見・~~要望~~はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあつては 1 団体 15 分以内、非交渉団体にあつては 10 分（非交渉団体が複数ある場合は合計で 10 分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は3回まで、分割方式は区分ごとに3回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。

浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル (案)

平成 24 年 10 月 16 日 適 用

令和 年 月 日 議会運営委員会 決定

令和 年 月 日 全 員 協 議 会 了 承

●基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、浜松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (3) 議員は、(1) のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域等における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 議員は、市当局の災害対応の妨げとならないよう、個別の要請は避け、必要に応じて、議長を通じ災害対策本部へ要請する。

●大規模災害が発生したときの対応行動

※大規模災害とは

- ・南海トラフ地震が発生したとき

※南海トラフの想定震源域またはその周辺で地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときを含む

1 初期対応期：初動態勢（発災後 24 時間以内）

- (1) 議長及び副議長は、速やかに登庁するものとする。

※議長及び副議長がともに登庁できない場合、下記の優先順により、大規模災害対応における議長の職務を代理する。

- 1 議会運営委員会委員長
- 2 危機管理・交通政策特別委員会委員長
- 3 常任委員会委員長（①総務、②厚生保健、③環境経済、④建設消防、⑤市民文教）

- (2) 議員は、その安否を議会事務局に連絡すること。

これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡すること。

議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

・LINE WORKS

・電子メール gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

・電話 053-457-2505（議会事務局 議会総務課）

・FAX 050-3730-5218（議会事務局）

※いずれも使用不可能な場合は、災害用伝言ダイヤル（171）へ録音する。

保存限度数が1回線あたり10件であることから、議席番号に応じて録音する電話番号を下記のとおり割振る。

議席番号	1～8→☎053-457-2505	（議会総務課）へ録音
	9～15→☎053-457-2506	
	16～23→☎053-457-2511	（議事課）へ録音
	24～30→☎053-457-2512	
	31～38→☎053-457-2513	（調査法制課）へ録音
	39～46→☎053-457-2514	

- (3) 議員は、それぞれの地域等において活動すること。
- (4) 議員は、常にその居所または連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立すること。
- (5) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供すること。
情報の伝達方法は、LINE WORKSまたは電子メールによるものとする。
- (6) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

※ 本会議（または委員会）開会中における対応

- ・議長（または委員長）は、非常の事態により会議（または委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩または延会（または散会）を宣告することができる。
- ・議場（または委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（または委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。
- ・議長（または委員長）は、災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。

2 中期：応急態勢（発災後おおよそ1週間以内）

- (1) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報収集等を行うこと。
- (3) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行うこと。これを受け、議長は、必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、危機管理・交通政策特別委員長に危機管理・交通政策特別委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。

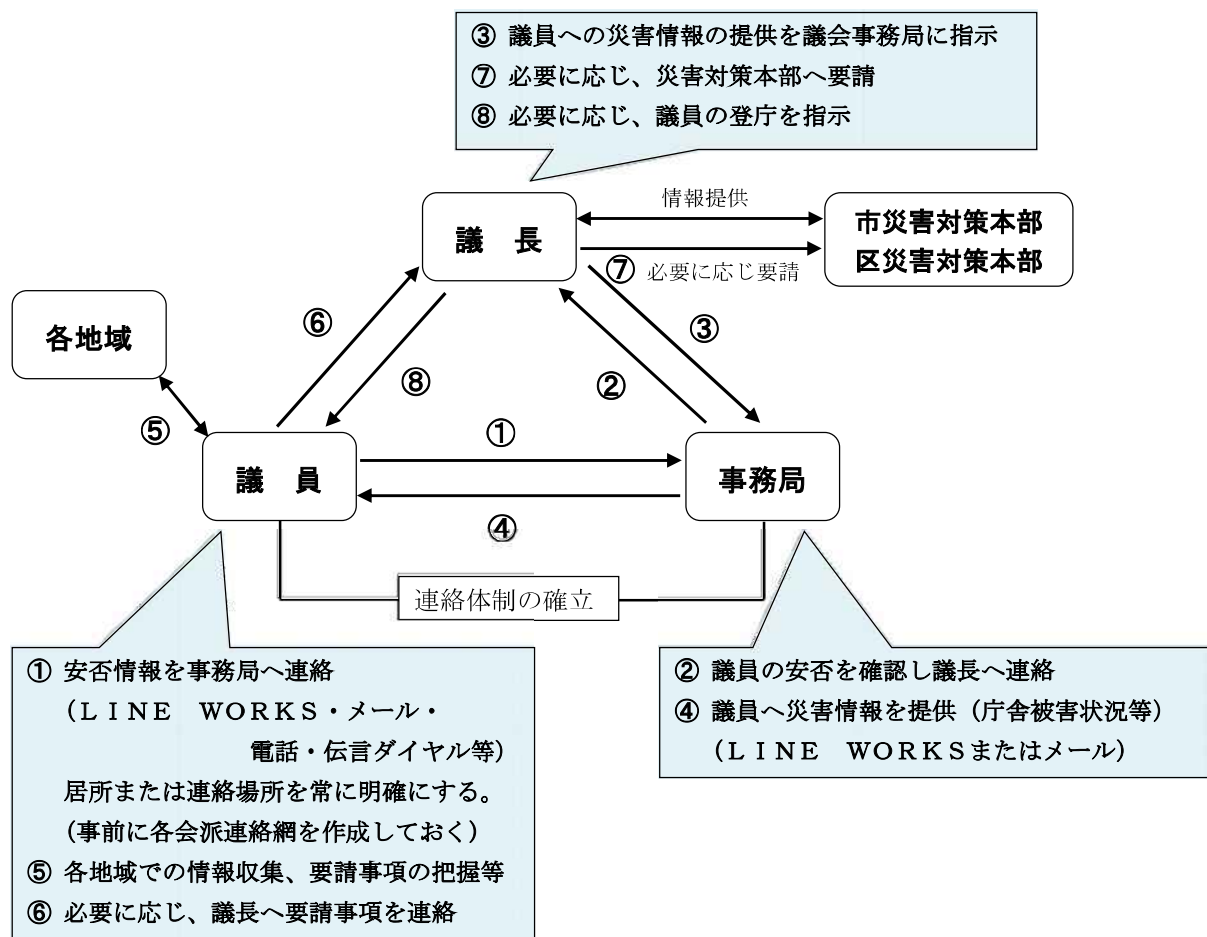
3 後期：復旧態勢（発災後おおよそ1週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会を招集請求し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各地域において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

4 その他

- ・このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）



議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

- ・ LINE WORKS
- ・ 電子メール gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・ 電話 053-457-2505（議会事務局 議会総務課）
- ・ FAX 050-3730-5218（議会事務局）

※いずれも使用不可能な場合は、災害用伝言ダイヤル（171）へ録音する。

保存限度数が1回線あたり10件であることから、議席番号に応じて録音する電話番号を下記のとおり割振る。

議席番号	1～8	☎053-457-2505	（議会総務課）へ録音
	9～15	☎053-457-2506	
	16～23	☎053-457-2511	（議事課）へ録音
	24～30	☎053-457-2512	
	31～38	☎053-457-2513	（調査法制課）へ録音
	39～46	☎053-457-2514	